

参考資料

- 1 計画策定までの経過
- 2 函館市緑のパートナー会議
- 3 函館市緑化審議会
- 4 用語解説

1 計画策定までの経過（平成30年12月現在）

- 平成29年1月 函館市緑のパートナー会議（平成30年1月まで5回開催）
- 平成29年7月 函館市緑化審議会（平成30年7月まで2回開催）
- 平成30年2月 函館市緑のパートナー会議（提言および意見を受領）
- 平成30年2月 庁内関係部局協議
- 平成30年3月 国・道関係機関協議
- 平成30年6月 庁内協議
- 平成30年10月 函館市緑化審議会（答申を受領）
- 平成30年11月 市議会経済建設常任委員会に計画素案の報告
- 平成30年11月 パブリックコメントの実施（30日間）
- 平成30年12月 市議会経済建設常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告
- 平成30年12月 パブリックコメントの実施結果の公表
- 平成31年1月 函館市緑の基本計画の決定
- 平成31年1月 北海道知事に計画を通知

2 函館市緑のパートナー会議

（1）開催経過

- 平成29年1月30日 第2次2期第5回緑のパートナー会議開催
 - ・「函館市緑の基本計画改定の考え方」を提示
- 平成29年5月22日 第2次2期第6回緑のパートナー会議開催
 - ・「函館市緑の基本計画改定の考え方」について討議
- 平成29年8月24日 第2次2期第7回緑のパートナー会議開催
 - ・「函館市緑の基本計画（たたき台）」について、現状報告・基本方針を討議
- 平成29年11月6日 第2次3期第1回緑のパートナー会議開催
 - ・「函館市緑の基本計画（たたき台）」について、実現のための施策を討議
- 平成30年1月19日 第2次3期第2回緑のパートナー会議開催
 - ・「函館市緑の基本計画（たたき台）」について、実現のための施策を討議
- 平成30年2月16日 緑のパートナー会議 番匠座長より
 - ・「函館市緑の基本計画（たたき台）」策定に向けた意見を受領

(2) 委員名簿

(50音順)

区分	氏名	所属	役職	備考
市指定	神林 真里	函館大谷短期大学	教授	
	斎藤 晶	日本樹木医会	会員	
	長谷 昭	北海道教育大学函館校	名誉教授	
	番匠 勲	函館工業高等専門学校	名誉教授	座長
団体推薦	一戸 静夫	(公財)日本野鳥の会道南桜山	顧問	
	鎌鹿 隆美	函館自然観察会	会長代行	
	木村 太郎	(一社)函館国際観光コンベンション協会	企画宣伝委員	第2次第3期
	工藤 光信	南北海道自然保護協会	理事長	第2次第2期
	竹内 正幸	函館商工会議所	事務局長	
	武下 秀雄	21世紀の道南の森林づくり事業実行委員会	委員長	
	乳井 幸教	南北海道自然保護協会	会長	第2次第3期
	松木 志津香	(一社)函館国際観光コンベンション協会	総務広報委員	第2次第2期
	村林 捷司	函館市町会連合会	環境部副部長	
一般公募	岩佐 愛			第2次第2期
	坂下 みどり			第2次第3期
	田村 紀子			

(3) 設置要綱

函館市緑のパートナー会議設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)の推進に関し、広く市民の意見を反映させるため、函館市緑のパートナー会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、広く緑に関連する分野に属する各種団体から推薦された者8人以内、緑に関心のある市民で公募に応じた者2人以内、および市が指定する者5人以内の計15人以内をもって組織する。

2 会議には、議題の内容により、市の指定する者を参加させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

2 会議に座長を置く。

3 座長は、委員の互選により定める。

4 座長は、会議の進行と調整を行う。

5 市長は、必要に応じて会議に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、土木部公園河川整備課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 函館市緑化審議会

(1)開催経過

平成29年7月21日 函館市緑の基本計画の当初成果と策定スケジュールについて報告

平成30年7月18日 緑の基本計画（素案）について諮問

平成30年7月24日 緑の基本計画（素案）について報告および審議

平成30年10月30日 函館市緑の基本計画（素案）について答申

(2) 委員名簿

(50音順)

区分	氏名	所属	役職	備考
学識 経験者	館 和夫		樹木医	
	津田 高明	北海道立総合研究機構林業試験場道南支場	研究主任	
	三上 修	北海道教育大学函館校	准教授	
関係行政 機関	樋口 悟一	北海道森林管理局 檜山森林管理署	署長	
	三谷 康夫	渡島総合振興局東部森林室	次長兼管理課長	
その他 市長が 必要と 認める者	石崎 美奈子	函館市女性会議	副会長	
	新谷 則	函館市町会連合会	会長	
	高瀬 勝彦	函館造園建設業協同組合	理事長	
	竹内 正幸	函館商工会議所	事務局長	
	乳井 幸教	南北海道自然保護協会	会長	
	中川 平八郎	はこだて広域森林組合	代表理事組合長	
	福原 歩美		一般公募	
	船越 未生		一般公募	
	松本 怜	函館青年会議所	専務理事	
宗像 英明	函館市小学校長会			

(3) 設置条例

○函館市緑化条例（抜粋）

（緑化審議会）

第14条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議するため、函館市緑化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 基本計画に関すること。
 - (2) その他緑化の推進に関すること。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が必要と認める者
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 審議会に会長および副会長各1人を置く。
 - 7 審議会の庶務は、土木部において処理する。
 - 8 前各項に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

4 用語解説

あ行

ウォーターフロント：海、河川等に面した水際。都市づくりにおけるウォーターフロント開発では、工場や倉庫等の物流機能や生産機能に特化した湾岸や河岸に生活機能を配することにより、市民に親しまれる親水、文化空間として活用されている。

運動公園：都市公園法に基づく都市公園のひとつで、都市住民全般を対象に主として運動のために利用することを目的とした公園。

オープンスペース：公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総称。また、都市内では、建物の敷地内に確保された開放性の高いまとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として一般市民が自由に通行または利用できる場所をいう。

か行

ガーデンシティ函館：住民や観光客など、だれもが函館で過ごす時間を幸せに感じられるまちをめざし、歴史と景観に配慮した、デザイン性の高い町並みを整備し、まち全体が、緑あふれる公園やオープンガーデンのような、見て、歩いて、感じて楽しい、美しいまちになるよう、長期的なまちづくりに取り組む構想。

街区公園：都市公園法の公園種別のひとつで、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、標準面積が2,500㎡の市民に最も身近な公園。

開発行為：建築物の建築または特定工作物の建設に用いる目的で行う土地の区画や形状を変更すること。

環境基本法：環境の保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律。

近隣公園：ひとつのコミュニティ形成の役目を担う都市計画上最も基本的な公園であり、近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から老人まで全ての年齢層に利用されるよう、運動広場を中心とする動的レクリエーションのための施設のほか、休養・散策等の静的レクリエーションの施設が配置される。

市民協働：市民、事業者、市などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一のまちづくり活動に、連携・協力して取り組むこと。

景観法：我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に実施することにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、これにより国民生活の向上ならびに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律。

景観緑三法：景観法、都市緑地法、屋外広告物法の三法をいう。

公開空地：建築基準法59条の2に規定された総合設計制度による建築物の敷地内の空地等のうち、歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分。

コンパクトシティ：住宅や職場、店舗など生活に必要な施設を都市の中心部に集め、徒歩で暮らせる街づくりの概念。

さ行

市街化区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のこと。具体的には、市街地を形成している区域や概ね10年以内に計画的に市街化を図る区域。

市街化調整区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

施設緑地：庁舎や学校、文化施設、医療施設など公共・民間を問わず施設の敷地や屋上などに整備された緑化空間。

市民農園：自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸付ける農園のこと。

市民緑地：民有地において、その所有者と市で貸借契約を結び、市で簡単な施設整備（遊歩道や休憩施設）を行い市民緑地として設置し市民に開放するもの。

社会基盤施設：道路、河川、鉄道、港湾、空港等、土木関係を中心とした公共の施設・基盤。

住区基幹公園：主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

樹冠：樹形を構成する主要部分のことで、枝や葉の先端によって形づくられる樹木の大きさ。樹冠の大きさ、形は、一般に針葉樹は整形であり、広葉樹は不整形なものが多い。

蒸発散作用：植物体内に吸収された水分が生育のために活用された後、葉あるいは茎から水蒸気として外界に排出されること。

人口集中地区：原則として人口密度が1km²当たり約4,000人以上の国勢調査区が市町村の境城内で互いに隣接して、人口5,000人以上（国勢調査現在）を有する地区。

水源かん養機能：雨水を吸収して水源の枯渇を防ぐとともに、水流が一時に河川に集注して洪水を防ぐはたらき。

ストック：国や自治体などが公共投資により整備した道路・港湾・水道・公園などの社会資本

総合公園：都市住民全般の休息、遊技、運動等総合的な利用

を目的とした公園。休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的、有機的に配置するものとされている。

た行

地域森林計画対象民有林：全国森林計画に基づき、都道府県知事が森林計画区別に立てた計画において、対象とした民有林。

地域制緑地：一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地などがある。

地区公園：都市公園法の公園種別のひとつで、主として徒歩圏内に居住する者が利用することを目的とする公園で、運動、休養等のレクリエーションのために設けられる。

窒素酸化物：窒素と酸素の化合物で、大気汚染物質のひとつ。工場等における規制は進んでいるが、自動車や小規模なボイラー等からの排出により大気中の濃度は改善されていない。

鳥獣保護区：鳥獣保護の見地から法律に基づき指定されるもの。区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、特に必要がある区域を特別保護地区として指定。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

長寿命化計画：維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにし、新設から撤去までのライフサイクルの延長のための計画。

天然記念物：わが国にとって価値が高く重要なもので、文化財保護法によって指定された動物・植物・地質・鉱物等。

登録記念物：一定の価値は認められるが、歴史が浅く評価が定着しておらず、文化財保護法による指定が困難な場合に適切に保護するため登録する制度。

特殊公園：都市公園法に基づく都市公園の一種で、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などの総称。

都市基幹公園：主としてひとつの市町村の区域内に居住するものの安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

都市計画法：都市計画の内容およびその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。大正8年に制定され、昭和43年に全面改正された。

都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）：住民の価値観の多様化に対応して、個性的で快適なまちづくりのための施策を住民の理解と参加の下に総合的に進めるため、住民に最も身近な自治体である市町村

が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地区毎の整備、開発または保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。平成4年の都市計画法の改正により創設。

都市公園：都市公園法第2条に規定する①都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地③国が1つの都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地④国が国家的な記念事業として、またはわが国固有の優れた文化的資産の保存および活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地。公園施設を含む。

都市緑地：都市の自然環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るための緑地。

都市緑地法：都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺地等が急速に都市において減少することに鑑み、既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地区」の制度や植栽等による市街地の緑化を推進する「緑地協定」の制度等を設け、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。

土地区画整理事業：土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して土地の利用増進を図る事業。

は行

函館市環境基本計画：函館市における環境の保全と創造についての基本的な事項を定めた函館市環境基本条例に基づき、従来の公害や自然環境の保全等はもとより、環境面から土地利用や社会経済、生活様式等都市全体のあり方を考え、環境の保全・創造に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な指針を示したもの。

函館市基本構想：将来を見据え総合的で計画的な行政運営を図るため、函館市自治基本条例に基づき策定した構想。

函館市景観計画：自然と歴史にはぐくまれた函館らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、もって人間性豊かで快適な都市の創出に資することを目的とし、平成7年3月に制定した計画。

函館市立地適正化計画：人口減少・少子高齢化のなかでも持続可能な都市経営が可能となるよう、都市再生特別措置法に基づき、市町村が策定する計画。平成30年4月1日に「函館市立地適正化計画」を公表。

バリアフリー：障害者や高齢者が自由に社会参加できるよう妨げとなる障壁を取り除くこと。

ヒートアイランド現象：都市活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し、郊外に比べ高くなる現象。等温線の温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。

ビオトープ：特定の生物群集が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。

ビオトープ・ネットワーク：都市全体を対象に生態系の保全・再生を図るため、生き物の生息・生育空間となる緑を核として、都市内に点在する自然や緑地をネットワークとして連結するシステム。

不燃建物：建築物の壁，床，梁，屋根等の主要構造部を鉄筋コンクリート造，レンガ造等の耐火構造とした建築物で，外壁の開口部で延焼の恐れのある部分に一定の防火戸やその他の防火設備を設けた建築物。

フラワーマスター：花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する知識・技術を持ち，花のまちづくりのボランティアリーダーとして積極的に指導・助言できる者。市町村からの推薦により北海道が認定・登録し，講習会の講師・園芸のアドバイザー・公共施設の植花などの活動を行なう。

文化財保護法：文化財を保全し，かつその活用を図り，もって国民の文化的向上に資するとともに，世界文化の進歩に貢献することを目的として制定された法律。

保安林：災害の防止，他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として，森林法により一定の制限，義務が課せられた森林。

ボランティアサポートプログラム：住民グループや商店街等がボランティアの実施団体となり，道路管理者と市町村などの協力者の3者で協定を結び，地域の歩道に設置された植樹帯等の美化や歩道の清掃活動を実施する取り組み。

ま行

緑のマスタープラン：都市における総合的な公園緑地行政を推進するため，都道府県知事が都市計画区域毎に定める，都市における緑とオープンスペースの総合的な整備および保全を図る計画。

名勝：文化財保護法により指定される記念物のうち庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上または観賞上価値の高いもの。

や行

ユニバーサルデザイン：単にバリアを取り除くのではなく，一歩進んで，障害の有無や年齢，性別，人種などにかかわらず，誰もが楽しめる空間づくりを目指した設計思想。

ら行

ライフサイクルコスト：施設の計画，設計，施工，維持，解体までに要する総費用のこと。

緑道：災害時における避難路の確保，市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として，近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯および歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。

緑被率：平面的な緑量を把握する場合に用いる尺度で，特定

の地域，または地区において緑被地の占める割合。

6放射4環状：函館市都市計画マスタープランの中で道路の骨格軸として位置づけた，4つの環状道路と6つの放射道路の略称。



市の木 オンコ（イチイ）



市の花 ツツジ（ヤマツツジ）

函館市緑の基本計画

発行 平成 30 年 12 月
函館市土木部公園河川整備課
〒040-8666 北海道函館市東雲町 4 番 13 号
TEL 0138-21-3433 FAX 0138-22-4005